

## 子どもが生まれたら

### 出生届

お子さんが生まれたら、出生の届け出をしてください。

- 届出期間 生まれた日を含め14日以内

(14日目が、土日・祝日の場合はその翌開庁日まで)

- 必要なもの 医師等が証明した出生証明書付きの出生届、届出人の印鑑、母子健康手帳



**【出生記念事業】** 新生児に対し、町をあげて祝福するとともに新生児の健やかな成長を願い、出生記念品を贈呈いたします。

- 役場で行う主な手続き

	提出期限	窓口	必要なもの
子ども医療費助成	出生後30日以内	福祉課	お子さんの健康保険証、印鑑、申請者の口座番号がわかるもの、お子さんのマイナンバーが確認できるもの、申請者の本人確認書類 ※30日を過ぎると、遡って助成が受けられません。
児童手当	出生の翌日から15日以内	健康推進課	印鑑、申請者の口座番号がわかるもの、申請者の健康保険証、申請者および配偶者のマイナンバーが確認できるもの、届出者の本人確認書類(その他必要に応じて提出する書類があります) ※15日を過ぎると、遡って手当の支給ができません。
予防接種ガイド		健康推進課	母子健康手帳
新生児聴覚検査費用の助成	1歳の誕生日前日まで	健康推進課	母子健康手帳、印鑑、口座番号がわかるもの、検査したことがわかる領収書、結果票(AABR)

●問い合わせ窓口 ● 住民課 ☎ 247-1333(直通)

### 児童手当

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、児童を養育している方に手当を支給します。なお、公務員の方は、勤務先で認定請求してください。

- 手当の対象 町内に住所を有し中学校修了前の児童を養育している方（海外に留学している場合は一定の要件を満たせば可）

- 手当の額 (月額) 所得制限限度額未満の養育者

・3歳未満	15,000円
・3歳以上小学校修了前(第1・2子)	10,000円
・3歳以上小学校修了前(第3子以降)	15,000円
・中学生	10,000円

- 所得制限限度額以上の養育者

・中学校終了前(一律)	5,000円
-------------	--------

